

県発注工事における社会保険等未加入業者対策について

平成27年2月12日

建設業者の社会保険等（※）未加入対策については、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、建設業許可、経営事項審査において加入指導に取り組んできたところですが、今般、発注者として、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築する観点から、国の取扱いと同様に、下記のとおり取り扱うこととしました。

（※）健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

1 県発注工事の元請契約からの排除

平成27・28年度入札参加資格審査の申請から、社会保険等への加入を申請要件とし、元請業者を社会保険等加入業者に限定します。

2 県発注工事の一次下請契約からの排除

（1）香川県工事請負契約約款において、元請業者に対し、下請代金総額が3,000万円（建築一式工事においては4,500万円）以上の工事について、原則として、社会保険等未加入業者との下請契約を禁止し、これに違反した場合は以下の措置を実施します。

- ① 元請業者への制裁金の請求
- ② 元請業者に対する指名停止措置
- ③ 工事成績評定の減点

（2）平成27年4月1日以降に入札公告を行う県発注工事から適用します。